



中村警察署
052-452-0110



ホームページ

車からぼくたちみえない 手をあげよう

～こどもと高齢者を交通事故から守ろう～

春の全国交通安全運動（4月6日～15日）

新年度を迎え、真新しいランドセルを背に元気な姿で登校するこどもや新社会人となった若者のフレッシュな姿を見かけるようになります。

しかし、この時期は、不慣れな交通環境などもあり、交通事故の発生が懸念されます。

県民一人一人が交通安全意識を高め、安全運転や安全行動の実践を通じて、交通事故防止に努めましょう。

～子供や高齢者の行動特性など～

子供は、心身ともに未熟ですが、極めて活動的です。さらに、年齢差、個人差はありますが、こども特有の行動特性（心の働き）があります。自分中心に考えてしまい、周りが見えなくなってしまうなどの傾向があります。

一方、高齢者の場合、横断歩道や自転車横断帯がない場所でも、歩行者や自転車が横断することがあります。また、一般的に歩行が遅い、とっさの行動が困難、危険の発見が遅れがち、歩行が不安定になるなどの特性があります。



令和8年4月1日から自転車に青切符が導入されます！

自転車も自動車の仲間です。交通事故にあわないためにも交通ルールを守りましょう。

自転車の基本的な交通ルールを紹介します。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

～警察官・警察職員の採用に

関する案内及び問い合わせ先～

採用センター直通電話052-961-1479

（月～金曜日【祝日は除く。】午前9時から午後5時まで）



↑詳しくはこちらから↑